



APT第14回総会及び第41回管理委員会の開催結果について

総務省 国際戦略局国際協力課 みやけ ゆういちろう
三宅 雄一郎



アジア・太平洋電気通信共同体 (Asia-Pacific Telecommunity: APT) は、主にアジア・太平洋地域における電気通信及び情報基盤の均衡した発展を目的として1979年に発足した国際機関(本部:バンコク)であり、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。現在の加盟国数は加盟国38、準加盟国・地域は4であり、賛助加盟員(民間企業等)は2018年1月時点で134となっている。

事務局は、事務局次長の近藤勝則氏(日本)その他職員22名で構成される。

APTでは、3年に1回、次期3年間の活動の重要な指針となる戦略計画、財政計画(分担金額及び各年の支出限度額)等を決定する総会を開催するとともに、年に1回、次年度業務計画案や予算案等について審議するための管理委員会が開催されている。

このたび、APT第14回総会及び同第41回管理委員会が、2017年11月15日～22日までの間、タイ(バンコク)において開催されたので、その結果概要を報告する。

1. APT第14回総会

1.1 開催期日及び場所

2017年11月15日(水)～17日(金)(14日(火)に総会準備会合を開催。)、タイ(バンコク)

1.2 出席者

会議には、APT加盟国38か国のうち、28か国から、各国代表団、賛助加盟員及び国際機関からのオブザーバーを含め、約100名が出席した。(日本からは富永総務審議官、大森国際協力課長、水谷国際展開支援室長等が出席。)

1.3 主な審議概要・結果

会議では、次会期(2018年～2020年)のAPT戦略計画、次会期の年間予算の基準及び年次経費の支出限度額の審議のほか、分担等級のプレッジなどが行われた。

APT事務局長選挙及び同事務局次長選挙が行われ、2018年から3年間の新執行部が選出された。また、次回2020年のAPT総会の開催国に、パキスタンが立候補した。



■写真1. 富永総務審議官による事務局次長選挙投票



■写真2. 再選後の近藤事務局次長の挨拶

(1) 議長・副議長の選出

総会議長にタイのAjarin Pattanapanchai氏が、総会副議長にはパキスタンのSyed Ismail Shah氏及び中国のLiu Ziping氏が立候補し、それぞれ全会一致で選出された。

(2) 次期(2018年～2021年)事務局長及び事務局次長の選出

事務局長はタイのアリーワン・ハオランシー候補が、事務局次長は我が国の近藤勝則候補がそれぞれ再選を果たした。

(3) APT戦略計画(2018～2020)

次期APT戦略計画案については、2014年9月に開催されたAPT大臣級会合で採択されたブルネイ共同声明の内容を踏襲して作成されていることから、特段の反対意見もなく承認された。

※ブルネイ共同声明 (Brunei Darussalam Statement of the Asia-Pacific ICT Ministers on “Building Smart Digital Economy through ICT”)

2014年9月のAPT大臣級会合において、アジア・太平洋地域におけるICTによるスマート・デジタルエコノミーの創造に向け、今後加盟国が協力して取り組んでいくべく共同声明等を成果として採択。

共同声明は、APTによる域内協力の促進について言及するとともに、域内におけるスマート・デジタルエコノミーの創造に向けたブロードバンド、ICTインフラ及びサービスの発展に向けたガイドラインとなるものである。

なお、同声明は、以下6つの優先分野を掲げている。

- A. ICTの持続的な成長及びスマート・デジタルエコノミーに向けた政策
- B. ICTを通じた安心・安全な社会
- C. ICTにおける信頼と信用
- D. イノベーションのための持続可能なICTエコシステム
- E. 能力向上及び組織強化
- F. ICT発展に向けた地域協力の強化

APT加盟国、準加盟国・地域及び賛助加盟員は、アジア大洋州地域の持続的な成長に向け、上記の優先分野においてイニシアティブを取り、ICTを通じたスマート・デジタルエコノミーの創造に向けて協力を行っていくことが奨励されている。

(4) 財政計画 (2018年～2020年)

(i) 2018年～2020年の年間予算の基準及び年次経費の支出限度額の決定

分担金の単位額については、2018年～2020年までの間、据え置き(10,280米ドル)ことが提案されていたことから、特段の反対意見もなく承認された。

一方で、2018年～2020年の支出限度額に関しては、2018年を2,638,738米ドル、2019年を2,849,672米ドル、そして2020年を2,729,645米ドルに定めると提案されていたところであるが、韓国及びマレーシア等から2019年の支出額が多すぎるとの指摘があった。

2019年の支出を他の年度より多く見積もる必要性については、APT大臣級会合の開催が2019年に予定されているため他年度より多めの予算を見積もったと事務局から説明があった。しかし、韓国及びマレーシアなどから強い懸念が示され、APTの毎年の支出限度額の伸び率はインフレ率を考慮した3%を上限とし、基本2019年の支出限度額を

削減することとし、削減により不足することが予測される費用に関しては、①APT大臣級会合がAPT加盟国の主催で開催される場合は、主催国の負担増で補い、②APT大臣級会合の主権に加盟国より立候補のない場合には、APT大臣級会合をAPT本部で開催し、参加に要する費用は全て参加者による負担とすることで補うとされた。

これを受け、2019年の支出限度額を2,849,672米ドルから2,695,172米ドルに下方修正した上で、APTの次期3か年予算が下記のとおり承認された。

	変更前(当初案)	変更後
2018年度	2,638,738米ドル	2,638,738米ドル
2019年度	2,849,672米ドル	2,695,172米ドル
2020年度	2,729,645米ドル	2,729,645米ドル

(ii) 分担等級のプレッジ

参加各国より、分担等級のプレッジが行われた。我が国は、APTに対して積極的に財政的な貢献を継続するとして現在と同じ「40単位」をプレッジする旨発言した。また、韓国、中国、インド、豪州及びタイなどの主要国より、現在と同じ単位額(韓国:20、中国:10、インド:6、豪州:5、タイ:4)をプレッジする旨発言がなされた。

(5) APT法的文書に関する管理委員会作業部会(WGMC)報告書

2014年に開催された総会(第13回)において、APT憲章も含めた全てのAPT法的文書を見直し、必要があれば修正等を総会及び管理委員会に提案することを主な目的として、WGMCが設立され、これまで計4回会合が開催されており、総会ではその報告書について議論された。

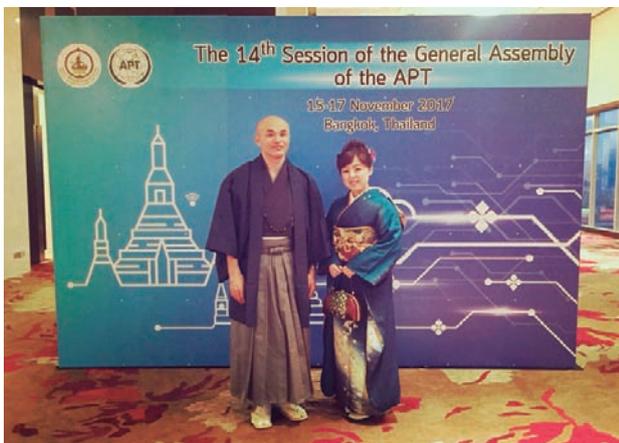
我が国としては、従前どおり、憲章の改正は、真に必要でありかつ他の方法で達成できない場合に限るべきであり、特に①APTの運営に関する細目等を憲章で規定する必要はないこと、②現行の憲章の下での運営に特段の不都合があるわけではないことを十分に考慮すべきであるとの考えに基づき、単に2002年の改正後、一度も改正が行われていない事実だけをもって、真に必要ではない改正を行うべきではない、との方針に沿って対処した。

この結果、憲章改正を望むマレーシアからの強い改正要望にもかかわらず、今回の総会においては、APT憲章を改正しないとの結論を得た。なお、WGMCの今後の活動に関しては、総会後に開催される管理委員会においてWGMCのTerms of Reference (ToR)を改正した上で、今後も活動を継続するとされた。



1.4 総会を終えて

今回の総会に参加して感じたことを記しておく。2017年11月15日(水)の18時からタイ政府主催のレセプションに先駆けて、富永総務審議官とタイ・デジタル経済社会省のピチュート大臣との会談が行われ、筆者も同席した。ICT分野における日タイの協力、ITU選挙、APT選挙等について話し合われた。11月16日(木)の19時から近藤次長の再選への感謝の気持ちを込めて、日本政府主催レセプションが行われた。このレセプションでは、富永総務審議官、佐渡島在タイ日本国大使が近藤次長再選の御礼を述べ、近藤次長からも2期目の決意が表明された。レセプションでは日本食が振舞われただけでなく、日本酒も提供され、日本のおもてなしが参加者を楽しませていた。近藤次長及び外務省国際協力局地球規模課題総括課専門機関室永田官は和服姿であったので、より日本らしさが発揮され大きな反響を呼んだ。また、総会においては2017年3月の第2回国際会議の準備のための研修(TCPIC)の参加者と再会を果た



■写真3. 日本政府主催レセプションにおける和服姿



■写真4. 研修参加者との再会(左からベトナム、モンゴル、インドネシア、筆者)



■写真5. バンコクの空港における神々の綱引き

した。モンゴルの参加者は、富永総務審議官からモンゴル側に選挙の支持要請をする時に、キーパーソンを紹介してくれて大変助かった。また、インドネシアの参加者とも再会しお互いの近況を報告しあった。さらに、2017年9月のAPT上級幹部政策開発ワークショップに参加していたラオスの参加者とも再会し、確実にアジア・太平洋地域の参加者に顔見知りが増え、人的ネットワークが拡大していると実感することができた。

最後に、筆者は今回の出張が着任後4回目のバンコク訪問であったが、度重なるバンコク訪問によって筆者にとってバンコクは故郷のような場所となった。空港に到着すると帰省したような気分になるし、財布には日本にいる時もパーツ紙幣が入っている。バンコクは気温が30度以上あり大変過ごしやすく、またタイ料理は筆者の好物であり果物も美味しい。今回のタイ政府主催レセプションの中で、神々が蛇で綱引きをするという壮大な場面があったが、これは現地の人に聞くとタイの神話もとになっているようである。確かに帰り際、空港でこの劇中の綱引きを引用した大きなオブジェが設置されているのを発見しその背景を理解できた。

2. APT第41回管理委員会

2.1 開催期日及び場所

2017年11月19日(日)～22日(水)、タイ(バンコク)

2.2 出席者

会議には、APT加盟国38か国のうち28か国から、各国代表団、賛助加盟員及び国際機関からのオブザーバーを含め、約100名が出席した。(日本からは水谷国際展開支援室長等が出席。)

2.3 主な審議概要・結果

会議では、2018年の業務計画及び同予算案の審議のほか、2017年度の各種活動報告等が行われた。また、次回2018年の管理委員会開催国にモンゴルが立候補した。

(1) 議長・副議長の選出

管理委員会議長にモルディブのIlyas Ahmed氏が、管理委員会副議長にはシンガポールのCharles Chew氏及び韓国のSang-hun Lee氏が選出された。

(2) 2018年業務計画

2018年より新たな試みとして、シンポジウムの開催が計画されていたところであるが、当初より予定されていたサイバーセキュリティに関するシンポジウムに加え、周波数管理に関するシンポジウムを開催すべきとの提案があり、フィリピンより同シンポジウムを主催する旨の申し出があった。提案を歓迎する国がある一方、中国、マレーシア及びオーストラリアより、既に周波数管理について議論する場合はAPTの枠組みの中に設けられており、これ以上の会合開催は不必要な重複を招く恐れがあるとの懸念が示された。

近藤次長より、重複を避けることは確かに重要であるが、途上国を中心に周波数管理のシンポジウムを実施して欲しいという強い要望があることも事実であり、APTとしてはアジア・太平洋地区における周波数管理における知見を共有するシンポジウムを開催する必要があるとの認識が示された。

一部の国より示された重複に対する懸念を解消するため、バングラデッシュのSiddiqui氏を議長とした小グループが形成され、APT及びITUにおける他の会合と重複しない形でのシンポジウムの開催について議論され、一部開催内容を見直したものが提案され、最終的に本シンポジウムを含めた全ての2018年の業務計画が承認された。

(3) 2018年予算

事務局より、分担金の単位額については、2018年～2020年までの間、据え置く(10,280米ドル)案が第14回総会で承認された旨報告された。また、年次経費の支出額も併せて総会で承認され、2018年分は2,638,738米ドルで承認されたと報告があった。我が国としては、APTの持続可能な運営を確保するため、従前より事務局運営の効率化や活動プログラムの効率的実施を行うようAPTに求めてきたところであり、本年度も2018年予算について効率的な運用を求めたところ、その他の国からも、我が国と同様の懸念が示された。

中国より、事務局の提案する2018年予算案項目のうち、APTワークプログラムへ参加するためのAPT職員の旅費

が高すぎるとの指摘があった。APT総会決議及び管理委員会ガイドラインは、APTの効率的な運営のために、事務局長及び事務局次長の両名が同じ会合に参加することは認められておらず、どちらか片方の参加しか認めていないため、両者の間で適正に役割分担し旅費の更なる削減に努めるよう求めた。

パラオより、財務諸表の継続性を考慮し、APT予算は支出内容が同じものに関しては前年と同じ勘定項目で処理するよう求められた。また、支出項目の算出根拠に関する情報が不足しているため、各支出項目の内訳についても前年度との差額を詳細に加盟国に説明する必要があると指摘された。

加盟国からの指摘を受け、事務局より各指摘を反映した上で、修正した予算案が再提出され、近藤次長より新たな予算案について修正箇所を中心に説明された後、特段の意見もなく修正案が承認された。なお、APT職員の旅費に関しては、事務局長と事務局次長の間で適正な役割分担をすることで更なる旅費の削減に努めるとされた。

(4) 特別拠出金

2017年の特別拠出金に関する事務局からの報告後、我が国をはじめ、オーストラリア、韓国、中国より特別拠出金の拠出継続が表明された。

なお、日本の特別拠出金の拠出については、現時点では予算要求中である旨前置きしつつ、可能な範囲で、我が国の特別拠出金を活用した域内のICT分野の発展を期待するための拠出である旨、説明した。

(5) APT法的文書に関する管理委員会作業部会(WGMC)のToR

第14回APT総会での決定に従い、本総会においてWGMCのToRについて議論した結果、下記のとおり改正された。

- ①管理委員会の要請に応じ、APT法的文書などについて議論する。
- ②論点を分析した上で、複数の解決策を管理委員会に報告する。
- ③解決策の中で、より望ましい選択肢を管理委員会に勧告する。

今後WGMCの議長及び副議長に関しては、これまで通り、議長をマレーシアのWilliam Lee氏が、副議長を韓国のMina Seomin Jun氏が継続してその任にあたるとされた。

(6) 次回第42回管理委員会の日程

第42回管理委員会は、モンゴルで開催することが暫定的に承認された。なお、日程に関しては気候や他の会議との日程調整を考慮する必要があることから、事務局に一任された。